

## 城崎・港未来づくり補助金 二次募集 公募要領(2025年度)

項 目	内 容
1 対象事業	<p>城崎・港地域の概ね10年先の未来を見据えた際に考えられる地域課題について、次の3つの課題いずれかの解決へと繋がる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域課題 医療、教育、交通等、地域の課題に関する取組み。</li> <li>② 地産地消 地産地消の推進に関する取組み。</li> <li>③ 学生の地域づくり 城崎・港地域の中学生、高校生が行う未来の地域づくりのための取組み。</li> </ul>
2 対象経費	<p>事業を進めるために必要な経費で、補助金交付決定後から事業完了までの期間にて支払いを行うもの。ただし、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費税(課税事業者のみ)</li> <li>② 三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用</li> <li>③ その他、市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの</li> </ul>
3 補助率及び補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域課題 補助率は対象経費の1/2以内とし、300,000円を限度とする(千円未満切捨て)。</li> <li>② 地産地消 補助率は対象経費の1/2以内とし、100,000円を限度とする(千円未満切捨て)。</li> <li>③ 学生の地域づくり 補助率は対象経費の10/10以内とし、100,000円を限度とする。</li> </ul>
4 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域課題 城崎・港地域に拠点を持つ団体(企業等事業者は除く)</li> <li>② 地産地消 コミュニティ城崎の行う「コミュニティ朝市駅通り公園」の会員およびコミュニティ城崎</li> <li>③ 学生の地域づくり</li> </ul>

	城崎・港地域在住の中学生、高校生を代表とする（中学生、高校生の）団体
5 提出書類	<p>① エントリーシート</p> <p>② 城崎・港未来づくり補助事業計画書(関係書類含む。)</p> <p>※採択後には、別途、補助金等交付申請書(豊岡市補助金等交付規則様式第1号(第3条関係))の提出が必要となります。</p>
6 応募方法	<p>「エントリーシート」と「城崎・港未来づくり補助事業計画書(別表)」を公募期限までに応募先へ電子メールもしくは、持参により提出。</p> <p>※郵送での応募は不可</p> <p>※事業計画書の内容は中学生にも理解できる記載内容</p>
7 公募期限	<p>仮エントリー締切 2026年1月29日 午後5時00分まで</p> <p>正式エントリー締切 2026年2月4日 午後5時00分まで</p>
8 応募先	19「応募・問合せ先」のとおり
9 審査内容	<p>エントリーシート提出後、面談形式によるプレゼンテーション審査会を行います。(2月中旬を予定しており、詳細はエントリー者へ個別に連絡をいたします。)(採択件数は1件のみとなります。)</p> <p>下記の主な観点で審査を行い、一定以上の評点を得た申請事業を、補助金を交付すべき事業として採択します。</p> <p>なお、申請事業が多数に上る場合は、評点が高い順に予算の範囲内で採択します。</p> <p>① <u>地域力向上</u> 城崎・港地域において、地域力向上へ繋がる事業であるか</p> <p>② <u>未来志向</u> 目の前の課題にとらわれず、概ね10年先を見据えた事業であるか</p> <p>③ <u>実現性</u> 実現性のある事業であるか</p> <p>※事業計画書以外に、プレゼンテーション資料をご準備ください(様式自由)。</p> <p>※中学生による審査があるため、中学生にもわかりやすい</p>

	計画書、プレゼン資料の作成をお願いします。
10 応募・採択の制限等	<p>① 応募：1公募につき1者あたり1件まで</p> <p>② 採択：1年度につき1者あたり1件まで</p> <p>③ その他：国県等補助制度が利用可能な場合は当該制度の利用を優先のこと</p>
11 事業期間	交付決定日から2026年3月19日まで
12 実績報告の期限	2026年3月24日まで
13 実績報告に関する書類等	<p>① 補助事業等実績報告書 (豊岡市補助金等交付規則 様式第4号(第11条関係))</p> <p>② 事業報告書(様式は任意、事業内容の分かる写真必須)</p> <p>③ 事業に関する領収書</p> <p>④ その他市が必要と判断した書類</p>
14 補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合等、豊岡市補助金等交付規則の沿った手続きをして下さい(市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります)。
15 補助金の概算払	実績報告完了後に支払い(ただし、原則として、事業期間中において、経費に掛かる補助金を同総額の7割以内の範囲で支払い可)。
16 補助金の返還	<p>次に該当する場合、補助金の返還を求めます(ただし、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く)。</p> <p>① 市による補助事業に関する調査(補助事業完了後原則3年間)に協力しない場合</p> <p>② その他虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合</p>
17 補助事業の公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。
18 その他留意事項	<p>① この補助事業は、国・県・市等の他の補助事業と重複して利用することはできません。</p> <p>② 実施しようとする事業が各種法令等に違反しないことを事前にご確認ください。</p>
19 応募・問合せ先	<p>城崎振興局 地域振興課 地域振興係 Tel : 0796-21-9065 E-mail : <a href="mailto:kinosaki-chiiki@city.toyooka.lg.jp">kinosaki-chiiki@city.toyooka.lg.jp</a></p>